

○岡崎市骨髄移植ドナー支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）に基づき公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する非血縁者間の骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者（以下「ドナー」という。）及びドナーが勤務する事業所に対し、予算の範囲内において骨髄移植ドナー支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、骨髄等の移植の推進及びドナー登録者の増加に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) バンクが実施する非血縁者間の骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄等の提供を完了しており、かつ提供日時点において本市の住民であるドナー
- (2) ドナー（個人事業主を除く。）が勤務している国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は交付対象としない。

- (1) 本市に対し、市税の滞納がある者。
- (2) 同一の案件において他の地方公共団体から同様同類の補助金等の交付を受けている者

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、骨髄等の提供のための通院、入院又は面談（以下「通

院等」という。)の日数に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

(1) ドナー 2万円

(2) ドナーが勤務している事業所 1万円

2 前項の通院等の日数は、次の各号に掲げる通院等の日数を通算したものとし、その上限は1人につき7日とする。ただし、骨髄等の再手術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康障害に係る通院等を除くものとする。

(1) 健康診断のための通院

(2) 自己血採血のための通院

(3) 骨髄等の採取のための通院・入院

(4) その他骨髄等の提供に関し、バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

3 ドナーが複数の事業所に勤務している場合は、それぞれの事業所に補助金を交付することができるものとする。ただし、各事業所への交付額は通算して7日(7万円)を上限とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするドナー(以下「申請者」という。)は、規則第5条の規定に基づき、岡崎市骨髄移植ドナー支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書(ドナー用)(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し(通院等の日数が確認できるもの)

(2) 本市に納税すべき税金がある場合は、本市が発行する納税証明書(滞納がないことの証明)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする事業所(以下「事業所申請者」という。)は、規則第5条の規定に基づき、岡崎市骨髄移植ドナー支援事業費補助金交

付申請書兼実績報告書（事業所用）（様式第 2 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ドナーとの雇用関係が確認できる書類

(2) 本市に納税すべき税金がある場合は、本市が発行する納税証明書（滞納がないことの証明）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前 2 項の申請書兼実績報告書は、骨髓等の提供が完了した日から 1 年以内に市長に提出しなければならない。ただし、骨髓等の採取に起因する長期入院によるなど、申請できなかった理由が明らかで、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

（交付決定）

第 5 条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容の審査を行い、補助金を交付することを決定したときは、岡崎市骨髓移植ドナー支援事業費補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第 3 号）により申請者又は事業所申請者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、岡崎市骨髓移植ドナー支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者又は事業所申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 6 条 補助金の交付決定を受けた申請者は、岡崎市骨髓移植ドナー支援事業費補助金交付請求書（ドナー用）（様式第 5 号）により、補助金の交付を請求するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた事業所申請者は、岡崎市骨髓移植ドナー支援事業費補助金交付請求書（事業所用）（様式第 6 号）により、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第 7 条 市長は、前条の規定に基づき請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、申請者又は事業所申請者が偽りその他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとする事が明らかであると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降の通院等に対し適用する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱の施行前で改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。